令和２年度

第１回　国民健康保険運営協議会　会議録

日時　：　令和２年７月３０日（木）　午後２時

場所　：　交野市役所　本館３階　第二委員会室

令和２年度　第１回交野市国民健康保険運営協議会　会議録

１．開会　　令和２年７月３０日（木）午後２時００分

２．閉会　　平成２年７月３０日（木）午後２時５０分

３．出席委員　　山口　幸三会長
古賀　よし枝委員
青山　雅宏委員
山下　善子委員
宮本　芳昭委員
奥西　平委員
梅本　雅明委員
波戸　良光委員
小菓　裕成委員
奥田　忠嗣委員
羽尻　昌功委員
長井　輝臣委員

４．事務局　　小川　暢子市民部長・木下　憲治次長・寺島　祐理子課長・
久保田　佳代課長代理・早野　多恵子係長

５．議事案件　　・令和元年度国民健康保険特別会計決算について
・新型コロナウイルス感染症の影響による医療保険課の取組について
・重複・多剤投薬予防事業に対する効果分析結果の報告について

６．議事内容

山口会長：　本日は令和２年度第１回国民健康保険運営協議会を招集いたしましたところ公私なにかと、ご多忙中にもかかわりませず、またコロナ禍で、大阪も人数がふえてまいりまして、大変厳しい状況のなか、ご参集賜りまして、誠に有難うございます。
　これより、令和２年度第１回国民健康保険運営協議会を開催いたします。
まず、最初に理事者側を代表しまして、小川市民部長から挨拶を受けたいと思います。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

小川部長：　みなさん、こんにちは。
　本日、副市長他公務のため、出席できませんので、代わりにご挨拶を申し上げます。
　委員の皆様におかれましては、公私なにかとお忙しい中、このような天候ではありますが、本運営協議会にご臨席賜りまして誠にありがとうございます。

また平素は、国民健康保険事業の運営にご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、先ほど会長の話にございましたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の解除後、大阪府においては、日に日に新しい感染者が増加傾向にありますが、本市におきましても先週新たに感染された方２名の発表がございました。

まだまだ油断できない、終息の見通しが難しい状況下におきましては、with コロナとして、新しい生活様式が求められるわけでございますが、本日、大変暑い状況ですが３密を避けるため、窓を開けさせていただいております。

さて、国保事業の運営が広域化されて、3 年目になりますが、将来にわたり国民皆保険を堅持していくため、新制度の円滑な実施にむけ、取り組んでいるところでございます。

今年度に入ってからは新型コロナウイルス感染症に関連する様々な支援制度が行われているなか、本市国民健康保険におきましても「保険料の減免」や「傷病手当金の給付」などに取組んでおります。後ほど担当より詳細についてご説明させていただきます。

その他、本日の議題としまして、令和元年度国民健康保険特別会計の決算についての報告と、元年度から取組んでおります重複・多剤投薬予防事業に対する効果分析結果の報告いたします。よろしくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、この４月より人事異動がございまして、新しく次長と課長の方が参りましたので、紹介させていただきます。これまで、西井次長がこの会に出席させていただいていましたが、税務室長で次長の木下です。よろしくお願いいたします。

木下次長：　よろしくお願いいたします。

小川部長：　課長の、これまで堤下課長が担当しておりましたが、堤下のほうが市民課長になりまして、新しく健康増進課の方から、寺島です。

寺島課長：　寺島でございます。よろしくお願いいたします。

小川部長：　新しい体制で、頑張って参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

山口会長：　ありがとうございました。
それでは、委員の出席状況を事務局から報告願います。

久保田課長代理：　本日の出席状況を報告いたします。
１名の欠席の連絡がありました。
現在、委員定数１３名中１２名の出席でございます。
こちらは、本運営協議会規則第７条により本運営協議会は成立しております。
以上で報告を終わります。

山口会長：　ありがとうございます。続きまして、会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第１３

条により、議長が指名することになっておりますので、指名させて頂きたいと思います。
公益を代表する青山委員、被保険者を代表する梅本委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
それでは、続きまして、「令和元年度国民健康保険特別会計決算について」報告願います。

久保田課長代理：　説明に入る前に資料の確認をお願いいたします。当日配布資料として重複・多剤投薬予防事業に対する効果分析結果の報告として、１ページ目に「重複・多剤服薬通知事業実施フローチャート」と記載しているもの１部と、事前に送付しております資料になります。お手元にございますでしょうか。
事前に送付しております資料に一部修正がございます。３ページ目の歳入内訳書の中ほどに【使用及び手数料】とありますが正しくは【使用料及び手数料】でございます。申し訳ありませんが修正をお願いいたします。
それでは、令和元年度国民健康保険特別会計の決算についてご報告いたします。
２ページの「令和元年度国民健康保険特別会計決算」をご覧ください。
まず、決算資料一番下の「被保険者数について」をご覧ください。
今年の３月末時点の被保険者数は１４，６２２人で、世帯数は９，３５４世帯でございました。介護第２被保険者とは４０歳以上６５歳未満の被保険者のことで、被保険者数内数でございます。
昨年度末と比べまして被保険者数は７５８人、世帯数は３１７世帯減少しており、２年間で１，６１７人、６３４世帯の減少でございます。
減少の理由としましては、後期高齢者医療制度への移行に伴うものが大きな要因であると考えており、本市に限らず他市におきましても、被保険者数は減少傾向でございます。
それでは令和元年度の決算について、ご報告いたします。
歳入は８２億５千１３９万３千円、歳出は８０億３千２９６万１千円、歳入歳出差引見込み額は２億１千８４３万２千円となっております。
３ページ４ページの歳入内訳書を併せて、ご覧ください。一番上の保険料でございますが、昨年より８千６０６万７千円減少しておりますが、被保険者数の減少による保険料総額の減少によるものでございます。３ページの内訳に、一般被保険者・退職被保険者と分かれて記載しておりますが、全被保険者としては、現年度分・過年度分併せて、収納率は９５．８２％、滞納繰越分の収納率は３６．０５％でございました。
次に「使用料及び手数料」とありますが、こちらは、保険料の督促手数料でございます。
国庫支出金については、昨年度０円でしたが、令和３年３月から予定されているマイナンバーカードの健康保険証としての利用開始に向けての、システム改修費に対する国からの補助でございます。当初予定していたシステム改修の一部が翌年度対応となったため、令和元年度中に完了できた分のみが決算額となり、収入率が低くなっております。
次に府支出金でございますが、主に、交野市国民健康保険が保険給付を行った医療費分

について、大阪府より給付される「普通交付金」と、本市の国民健康保険に対する取組を評価され、交付金として交付される保険者努力支援金分等の「特別交付金」がございます。

また、大阪府が地方単独事業として実施している、医療費助成の療養の給付費に係る「地方単独事業助成補助金」も含まれます。

次に繰入金でございますが、一般会計からの繰入と基金の取り崩しによる繰入がございます。３ページ内訳書の「繰入金」をご覧ください。

まず、一般会計からの繰入でございますが、保険料の負担の緩和を図るとともに、国民健康保険の財政基盤の安定に資するために、国や大阪府から一般会計に交付され、一般会計から国民健康保険特別会計に算入されるものとして、「保険基盤安定繰入金」保険料軽減分と保険者支援分を合わせた４億７千８３２万７千１０１円、職員の給与費等は、国保特別会計から支出され、一般会計から繰り入れられることとなっておりますので、職員給与費等の繰入が９千２７２万７千６３５円となっております。その他、国保が負担した出産育児一時金の３分の２を一般会計から繰り入れることとされておりますことから、出産育児一時金繰入金等がございます。

４ページをご覧ください。財政調整基金繰入金でございますが、低所得者に関する保険料の減額は、大阪府の統一基準にございませんので、本市独自の減免として行っておりますが、減免を行うことにより保険料収入が減少しますので、その減少分について、基金の取り崩しを行うものでございます。令和元年度におきましては、８６４万２千円の取り崩しを行いました。

予算額との比較については、被保険者数の減少及び取り崩しの必要な低所得者の減免額が少なかったことによるものと考えられます。

次に、繰越金でございますが、前年度までの分の黒字の持越し分として２億９千３６７万７千１７０円ございます。平成３０年度からの、この繰越金のうち１億５千万円を基金に積み上げるため、予算の補正を行いました。

以上による歳入合計としまして、８２億５千１３９万３千円が歳入でございます。

予算額に対する収入率は、９７．０１％でございました。

次に、歳出でございます。

まず、５ページの歳出内訳書をご覧ください。総務費の内訳でございますが、職員給料や職員手当などの人件費、印刷製本費等の需用費、郵便料等の役務費、国保の広域化に伴います国保のシステムの改修委託や被保険者証等の印刷・封入封緘業務委託などの支出や基金への積立て（１億５千万円）を行っております。

また、徴収費ですが、これは賦課徴収費、保険料収納に関する費用でございまして、督促状や納付書等の郵送料としての役務費やコンビニエンスストアでの保険料収納のための委託料の支出がございます。

当協議会費につきましても、総務費で支出を行っております。

次に、保険給付費でございますが、通常病院にかかる療養給付費や、はり・きゅう・あんま・マッサージにかかる療養費、また、高額な医療費にかかる高額療養費が大半を占めているところでございます。医療費につきましては、一人当たりの費用額は前年度４０６，２１６円が４２３，０１６円と１６，８００円増加していますが、被保険者の減少の影響

により、令和元年度は、前年より減少しております。この保険給付費につきましては、大半が先ほどの歳入でありました、大阪府支出金によって賄われます。

次に、国民健康保険事業費納付金でございますが、国民健康保険の広域化による、大阪府に納める納付金でございます。この納付金は、被保険者から収納しました保険料や、納付の対象となる一般会計からの繰入の費用を大阪府に納付するもので、大阪府下、市町村ごとに定められており、この費用によって大阪府の国民健康保険が運営されております。

次の保険事業費でございますが、特定健康診査に要する費用や保健事業といたしまして、特定健診を受けていただくための費用や、受診勧奨を委託によって行う等の費用で、６千１８３万２千円の支出となっております。

最後に、諸支出金でございますが、平成３０年度は当初予算を大きく超えての支出となっておりますが、これは広域化が行われる前の国庫返還金が発生したことによるもので、令和元年度以降は大きく超えての支出は発生しないと考えております。

以上による歳出合計としまして、８０億３千２９６万１千円が歳出でございます。
予算額に対する執行率は、９５．４２％でございました。

よって、歳入歳出、差引きしまして、２億１千８４３万２千円の黒字となり令和２年度に繰り越しをするものでございます。

以上、簡単ではございますが令和元年度の決算見込みについての報告を終わります。

山口会長：　ありがとうございました。
ただいまの報告につきまして、何か質問はございませんでしょうか。
はい、どうぞ。

長井委員：　被用者代表の、長井でございます。
決算内容について、異議を申し上げることではございませんが、質問事項としまして３ページの一番最下部の繰入金ですが、大阪府からの交付に基づいて、また一般会計に繰り入れ、こちらに繰り入れているといういうことでしたが、交野市として純粋に一般会計からの繰入というのは、どの程度あるのかということと、都道府県化することによって、減ってきているのかどうか、このあたりの状況を教えていただきたいということと、もう一つ５ページの徴収費８００万近く支出されていますけれども、決して小さい数字ではないと思いますが、交野市の保険料の収納率というのは、大阪府はだいたい８５ぐらいだったと思いますが、どれぐらいの収納率か教えていただけたらと、以上２点です。

山口会長：　はい、２点ですね。
久保田課長代理、答弁を。

久保田課長代理：　１点目の繰入の部分でございますが、交野市の純粋な部分というところでございますと、やはり職員給与費等の部分が絡んでくるのかなと思いますが、補助金の申請をする際に、職員の給与等の報告もしておりますので、そこを引いたうえでのきちんとした数字は、申し訳ありませんが把握しておりません。

長井委員：　ほとんどが大阪府経由ということに、なるんですね。

久保田課長代理：　そうですね。

長井委員：　実質的には、あまりないということですね。

久保田課長代理：　５ページの徴収費の収納率の部分でございますが、先ほども少し申し上げましたが、交野市の収納率は府下として、とても良い収納率になっております。一般被保険者分に関しましては、現年度と滞納繰越分がございますが、現年度分の方がわかりやすいので、現年度分としまして「９５．８２％」昨年度まででしたら退職被保険者がありましたので、その分の現年度分は「９９．８６％」の収納率になっており、全被保険者としては「９５．８２％」となっております。

長井委員：　だいぶん努力されているんですね。

久保田課長代理：　ありがとうございます。

山口会長：　決算については、他によろしいでしょうか。
それでは、続きまして、「新型コロナウイルス感染症の影響による医療保険課の取組について」事務局より説明していただきたいと思います。

久保田課長代理：　新型コロナウイルス感染症の影響による医療保険課の取組について、令和２年７月１７日時点の状況について、報告いたします。
８ページと資料１を併せてご覧ください。資料１は、保険料の減免について記載した内容で、国民健康保険料の決定通知に同封し、６月１０日に発送したものでございます。
申請手続きは「密」を避けるため、基本郵送での対応とし、書類様式はホームページよりダウンロード又は郵送・ＦＡＸ・メールで入手出来るよう周知を行い、来所が必要な場合を想定し、特別相談日を設け対応いたしました。
新型コロナウイルス感染症の影響による減免のフローチャートは作成しておりませんが、「コロナ減免」「減少減免」「低所得者減免」のうち、最も額が高い減免を選択できるよう、共通様式で受付を行っております。
また、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が考えられるため、国民健康保険料減免のフローチャートの作成を考えております。
では、国民健康保険料の減免について、説明させていただきます。
市では新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対し、減免を実施しております。
減免の対象となる保険料は、「令和元年度分及び令和２年度分の保険料であって、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあ

っては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの」でございます。

対象者は資料１をご覧ください。「主たる生計維持者」で、死亡・重篤な傷病については、保険料の全額を免除し、事業の縮小・廃業などで今年の収入が、前年のその収入の３割以上減少が見込まれる世帯で、資料１の（１）から（３）の要件のすべてに該当する必要がございます。

実際の保険料減免額は、対象保険料に減免割合をかけた金額となります。

７月１７日時点の実績について、８ページをご覧ください。減免件数は１４３件、減免額は３千８８９万９千７１３円でございます。

次に、傷病手当金について説明させていただきます。

給与の支払いを受けている対象者（被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者」が、労務に服することができず、給与を受け取ることができなくなった場合に、傷病手当金を支給いたします。

支給対象となる日数は、労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日（※最長１年６月まで）で、令和２年９月３０日までとなっております。

６月議会にて条例改正を行い、市ホームページで周知しております。今後、８月号広報に掲載いたします。現在の申請件数は０件でございます。

以上が説明となります。

山口会長：　説明のありました件について、何かご質問はありませんか。

なければ、続きまして、「重複・多剤服薬予防事業に対する効果分析結果の報告について」事務局より説明願います。

早野係長：　本事業は、平成３１年度、大阪府より市町村が分析した課題に対する解決策となる取り組みを実施する市町村に対して、交付金が交付される事業となっています。本市においては、令和元年５月にプロポーザルにて事業者選定を行い、株式会社日本医薬総合研究所に委託することとなりました。

事業を実施することにより、被保険者に対し、適正受診・適正服薬を促し、健康被害をおさえ、医療費の適正化につなげることを目的に実施しました。

１ページの①をご覧ください。レセプト分析から対象者の抽出を行いました。

選定基準は、２０１９年２月～４月の３ヶ月分の外来レセプト（医科レセプト、調剤レセプト、歯科レセプト）の中から多剤服薬通知対象者、行動変容介入対象者に分けて抽出を行いました。

多剤服薬通知対象者抽出条件は、ひと月でも８剤以上、ただし注射、漢方薬、外来処方、投薬日数８日未満は除き、薬剤を２施設以上の医療機関から定期的に処方されている９３１人を抽出しました。

また、行動変容介入対象者抽出条件は、ひと月でも処方日数が８日以上、同一成分、同様の効能効果を有する薬剤を２施設以上の医療機関から定期的に処方されている４３人を抽出しました。

選定基準より対象者の選定をシステムにて行いますが、システムでは医薬品の細かな選別ができない場合もあるため、薬剤師が目検を行い対象者の抽出を行いました。対象者選定基準の留意事項として、癌、婦人科疾患、指定難病、医療的ケア児、先天性疾患、統合失調症などの精神疾患等の服薬者は対象外としました。

②服薬通知レターを作成し発送を行いました。

別紙１レターのサンプルを参考にしてください。多剤服薬通知対象者（９３１人）は２施設以上の医療機関より、薬剤を処方されていることから、服薬状況の理解と確認、お薬手帳の利用、かかりつけ薬局の促進、医師もしくは薬剤師への相談を啓発するために通知レターを送付しました。

別紙２レターのサンプルを参考にしてください。行動変容介入対象者（４３人）、には指定薬剤の変更を促す内容を記載したレター送付しました。

③コールセンターの設置

１ページに戻ってください。電話・来所面談が必要な対象者の日時調節の利便性向上、また対象者からの電話相談を受けやすくするために、専用のフリーダイヤルを設置しました。その結果、２名の方が利用されました。

④電話・来所面談指導（１回目）（４３人）

対象者４３人に対し、架電したところ２８人と電話面談を行う事ができ、薬剤師が現病歴、受診状況、生活状況、食生活、残薬確認等の聞き取りを行い併せて服薬指導を行いました。

残りの１５人には時間や日にちを変更し架電しましたが、電話面談を行う事ができませんでした。

⑤必要と判断された対象者のみ・電話でのフォローアップ（２回目）

電話服薬指導を行った２８人の内１人に２回目の支援を行いました。内容は２つの内科より過活動膀胱の薬剤が処方されており、どちらの先生に聞いたらいいのかわからないとのことで医療機関受診後に再度フォローを行いました。

⑥レセプトデータ再分析

２０１９年２月～４月分レセプトと２０１９年１１月～２０２０年１月分レセプトを突合させました。多剤服薬通知対象者は薬剤費と処方剤数、行動変容介入対象者は指摘薬剤変更による削減金額の再分析を行いました。

多剤服薬通知者９３１人の内９４人が資格喪失しており、効果検証ができる対象者は８３７人になりました。

行動変容介入対象者４３人の内５人が資格喪失しており、効果検証ができる対象者は３８人になりました。

⑦効果検証

多剤服薬通知対象者の効果検証のできる８３７人を対象に、検証を行いました。

２ページの図をご覧ください。薬剤費金額はレセプト３ヶ月合計で行い、５６２人１４，８６８，１６１円増額、２７５人４，３８８，９２１円減額となりました。増額の要因について説明は、３ページを参照してください。１０万円以上薬剤費が増額している方が１０人おり、難治性疾患の増悪によることが考えられます。また１０万円未満の方が５５２

人となり、生活習慣病の増悪と考えられ、レセプトより糖尿病、脂質異常症、高血圧の傷病名がある方が３３４人おられることがわかります。その内、糖尿病においては、新しい種類の糖尿病薬を追加で処方されている方が５６人おられました。これらの要因により、薬剤費が増額したと考えられます。

２ページに戻ってください。続いて、処方剤数を検証します。全体で内服薬では平均０．５剤、外服薬では、平均０．５剤、合わせて平均１剤減剤されました。ここには記載しておりませんが、薬剤費金額にてマイナスであった２７５人の剤数は内服、外用合わせて平均３剤が減剤しました。

以上より、多剤服薬通知対象者は薬剤費金額、処方剤数において、ともに減額、減剤しており、通知レターの活用に一定の効果があったと考えられます。

次に４ページをご覧ください。行動変容介入対象者の効果検証のできる３８人を対象に、検証を行いました。

３８人の内、電話面談ができた方が２４人、できなかった方が１４人となりました。電話面談のできた人の内１８人は処方変更ができました。また、電話面談はできませんでしたが、８人の方の処方変更ができていました。これは、ご本人が医師や薬剤師に処方についての相談をして頂いた事によるものだと思われます。レターの通知により、２６人の処方変更できました。

指摘した処方内容が変更され薬剤が中止削除されたことにより、定期的に服薬していた薬が削減できたと考え、推定削減効果額が、年間 813,924 円になる事が見込まれます。

また、３８人の内、１０人の方が、受診医療機関数が減少しました。

これらの結果から、本事業は効果あったと考えられます。

令和２年度も重複多剤服薬予防事業を実施し、併せて、早期介入予防事業、糖尿病性腎症重症化予防等の保健事業に取り組み、被保険者の健康と医療費適正化に努めていきますので、ご協力よろしくお願いします。

山口会長：　ありがとうございました。

ただいま説明ございましたが、これについて何か質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。また、詳しくもっと知りたい場合は、担当に直接お聞きいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

ご質問がないようですので、以上で終わらせていただきます。

本日は、貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。

また、会議環境の悪い中、このような状態で皆様には、ご迷惑おかけいたしまして、申し訳ございませんでした。

以上をもちまして、本運営協議会を終了させていただきます。

本日は、皆様方のご理解とご協力をいただきまして何かと協議会を円滑に進めることができました。ご苦労様でした。どうもありがとうございました。

会議録署名

会　長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

会議録署名委員

委　員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

委　員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印